

## 沼津市新中間処理施設等に関する整備エリア基本コンセプト等 検討委員会設置要綱

令和5年7月31日 生活環境部長決裁

### (設置)

第1条 「令和5年度 沼津市新中間処理施設等に関する整備エリア基本コンセプト等検討業務委託（以下「業務委託」という。）」の実施にあたり、景観デザイン等について学識経験者を交えた意見交換を行うことを目的に、「沼津市新中間処理施設等に関する整備エリア基本コンセプト等検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、業務委託に係る景観デザイン等について、調査・検討、及び必要な意見を述べるものとする。

### (組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 沼津市 政策推進部 政策企画課 1人
- (3) 沼津市 産業振興部 ウィズスポーツ課 1人
- (4) 沼津市 生活環境部 新中間処理施設整備室 1人
- (5) 沼津市 都市計画部 まちづくり政策課 1人
- (6) 沼津市 都市計画部 まちづくり指導課 1人
- (7) 沼津市 都市計画部 市街地整備課 1人
- (8) 沼津市 建設部 建設デザイン調整室 1人

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会は、委員長及び副委員長を1名置き、それぞれ委員の互選により委員の中から選出する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長が欠けた場合、又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日から業務委託を完了する日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議を一般に公開しないことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員会で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、生活環境部新中間処理施設整備室に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

付 則

この要領は、決裁の日から施行する。